

第 11 期 伊予市分別収集計画

伊予市産業建設部環境政策課

令和 7 年 11 月

伊予市分別収集計画

令和7年11月7日

1 計画策定の意義

快適で持続可能な生活環境の形成のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会への転換を図る必要がある。この実現に向けては、社会を構成する市民・事業者・行政それが自らの役割を認識し、行動に移すことが重要である。

本市では、平成17年4月の新市発足以降7種の分別収集に取り組み、排出源である市民及び事業者の意識醸成を図ってきた。その後、平成19年4月に布類を、平成20年4月にはプラスチック製容器包装及び粗大ごみを加え、現在では、10種の分別区分とし、廃棄物の減量化に積極的に取り組んでいる。

本計画はこのような取組を踏まえて、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物について、その分別収集及び3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を通じて、最終処分量の削減を図ることを目的としている。さらに、関係者の役割や、具体的な推進方策を明らかにし、公表することにより、すべての主体が連携して取り組むべき方向性を示している。

計画の実施により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制、資源の有効利用を通じて、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会の形成

① 排出源における減量化

- ・容器包装廃棄物の排出抑制の推進
- ・容器包装廃棄物の分別収集の徹底

② 排出後における減量化

- ・容器包装廃棄物の再使用・再資源化の推進
- ・容器包装廃棄物の適正処分の推進

(2) すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

市民・事業者・行政の役割分担に基づく容器包装廃棄物の減量化の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	1, 482t	1, 467t	1, 453t	1, 438t	1, 424t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

○環境教育、啓発活動の充実

環境教室の開催やホームページ等の広報活動を通して、市民、事業者に対し、ごみ排出量や処理に要する経費等ごみ処理の状況に関する情報を提供し、理解と関心を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、適切な出し方等に関する教育・啓発活動に積極的に取り組む。

○資源化の推進

「ごみ収集カレンダー」「粗大ごみ収集申込ガイド」「ごみ分別の手引き・辞典」の全戸配布等により、分別の徹底を図り、燃えるごみへの容器包装廃棄物の混入など、誤った排出を防ぐことで、資源化を推進する。

○資源集団回収の促進

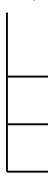
自治会や市民団体等による資源集団回収を促進するため、登録団体に対して回収量に応じて奨励金を交付する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の未整備、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類
主としてガラス製の容器  <ul style="list-style-type: none">— 無色のガラス製容器— 茶色のガラス製容器— その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙類(紙パック)
主として段ボール製の容器	紙類(段ボール)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
主としてスチール製の容器	14 t									
主としてアルミ製の容器	35 t		35 t		34 t		34 t		34 t	
無色のガラス製容器	(合計) 57 t		(合計) 56 t		(合計) 55 t		(合計) 55 t		(合計) 54 t	
	(引渡量) 57t	(独自処量) -t	(引渡量) 56t	(独自処量) -t	(引渡量) 55t	(独自処量) -t	(引渡量) 55t	(独自処量) -t	(引渡量) 54t	(独自処量) -t
茶色のガラス製容器	(合計) 75 t		(合計) 74 t		(合計) 73 t		(合計) 73 t		(合計) 72 t	
	(引渡量) 75t	(独自処量) -t	(引渡量) 74t	(独自処量) -t	(引渡量) 73t	(独自処量) -t	(引渡量) 73t	(独自処量) -t	(引渡量) 72t	(独自処量) -t
その他のガラス製容器	(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 23 t	
	(引渡量) 24t	(独自処量) -t	(引渡量) 24t	(独自処量) -t	(引渡量) 24t	(独自処量) -t	(引渡量) 24t	(独自処量) -t	(引渡量) 23t	(独自処量) -t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	70 t		69 t		68 t		68 t		67 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 113 t		(合計) 112 t		(合計) 111 t		(合計) 110 t		(合計) 109 t	
	(引渡量) 113t	(独自処量) -t	(引渡量) 112t	(独自処量) -t	(引渡量) 111t	(独自処量) -t	(引渡量) 110t	(独自処量) -t	(引渡量) 109t	(独自処量) -t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 288 t		(合計) 285 t		(合計) 282 t		(合計) 280 t		(合計) 277 t	
	(引渡量) 288t	(独自処量) -t	(引渡量) 285t	(独自処量) -t	(引渡量) 282t	(独自処量) -t	(引渡量) 280t	(独自処量) -t	(引渡量) 277t	(独自処量) -t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{直近年度の特定} \\ \text{分別基準適合物} \\ \text{等の収集実績} \end{array} \right] \times \text{人口変動率}$$

直近年度の分別基準適合物等の収集実績とは、過去3年間の平均収集実績とした。

また、人口変動率については、一般廃棄物処理基本計画を基に、次のとおりとした。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
34,642人 (対前年度比) ▲1%	34,296人 (対前年度比) ▲1%	33,953人 (対前年度比) ▲1%	33,613人 (対前年度比) ▲1%	33,277人 (対前年度比) ▲1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。また、市の収集とは別に、自治会や市民団体等による資源集団回収が進んでいる飲料用紙容器及び段ボールについては、引き続きこれらの団体による収集を実施することとする。

<各段階での実施主体>

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別・保管等段階		
かん	スチール製容器	かん類	委託業者による定期収集	委託業者 (選別・圧縮・保管)		
	アルミ製容器					
びん	無色のガラス製容器	びん類				
	茶色のガラス製容器					
	その他のガラス製容器					
紙類	飲料用紙容器	紙類(紙パック)	委託業者による定期収集、住民団体による集団回収	委託業者 (選別・圧縮・保管)		
	段ボール	紙類(段ボール)				
ペットボトル		ペットボトル	委託業者による定期収集			
プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集する容器包装廃棄物については、当面の間、民間のリサイクル施設で選別、圧縮、保管する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者の意見を取り入れ、効果が見込めるものは積極的に施策に反映させる。

さらに、分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析・検討を行い、必要な措置を講じる。